

廃棄物海洋投入処分許可申請書

2019年 8月 20日

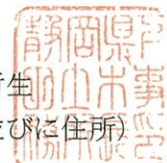
環境大臣 原田 義昭 殿

申請者

住 所 静岡県下田市中 531-1

氏 名 静岡県下田土木事務所長 森本 哲生

(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)



第10条の6第1項 船舶
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ~~第18条の2第1項~~ の規定により、~~海洋施設~~ からの
 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類		一般水底土砂：松崎港における港内泊地浚渫によって発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。 (詳細は別紙-1のとおり)
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2019年11月1日～2024年10月31日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 23,215m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2019年11月1日～2020年10月31日 5,215m ³ 2020年11月1日～2021年10月31日 4,500m ³ 2021年11月1日～2022年10月31日 4,500m ³ 2022年11月1日～2023年10月31日 4,500m ³ 2023年11月1日～2024年10月31日 4,500m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年環境省令第28号)第6条第1項に規定するIV海域内の、以下の点を中心とする半径250mの海域。 北緯 34° 29' 30" 東経 138° 39' 57" (詳細は別紙-2のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年9月22日環境省令第28号)第6条第1項に規定する排出方法で実施し、航行中に排出しない。 (詳細は別紙-3のとおり)
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考 1 ※の欄には記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(日本工業規格 A列4番)

